

序 章

1 計画作成の背景と目的

秩父市は、平成 17 年（2005）4 月 1 日に、旧秩父市・吉田町・大滝村・荒川村の 1 市 1 町 2 村の平成の大合併により誕生した市で、埼玉県の面積の約 15% を占める広範な市域内に、合計 288 件の国・県・市指定等文化財を所管（令和 3 年（2021）3 月現在）し、その保存・活用を行っている。また、文化財の保管・展示施設については、浦山歴史民俗資料館（旧秩父市）・大滝歴史民俗資料館（旧大滝村）・荒川歴史民俗資料館（旧荒川村）、武甲山資料館（旧秩父市）の 4 つの資料館と、平成 21 年（2009）3 月に閉館した吉田歴史民俗資料館（旧吉田町）を所管し、資料の保存・活用を行っている。

近年、全国的に少子高齢化による人口減少が進展し、文化財を次世代に継承する担い手の不足、人口減少による文化財の滅失や散逸が大きな課題となっている。秩父地域においても少子高齢化が加速したことにより、無形の民俗文化財の公開・後継者の育成が困難な状況となっている。また、核家族化・単独世帯の増加等の社会状況の変化により、個人所有の有形文化財・記念物等の継承と維持管理もままならない状況となっている。さらに、秩父市の財政状況の今後の見通しを踏まえると、これらの文化財の保護への支援はもとより、市所有の有形文化財（建造物）等の保存も困難となることが予想される。これらの課題を解決するため、第 2 次秩父市総合振興計画には、歴史的・文化的資源となる基礎資料の収集と調査を実施し、文化財などの保存と活用を図ることが明記されている。

国は、前述した文化財の滅失や散逸が緊急の課題であるとし、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくために、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることを目的として、平成 30 年（2018）に文化財保護法を改正（平成 31 年（2019）4 月 1 日施行）した。改正された文化財保護法では、都道府県は域内の文化財の計画的な保存・活用を図るために総合的な施策の大綱を策定できること、市町村は都道府県の大綱を勘案し文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成し、文化庁長官の認定を受けることができることが規定された。

そこで埼玉県では、すべての県民が地域の文化財等と触れ合う機会を増やし、その価値を知って地域に愛着と誇りを深めていただくとともに、地域社会総がかりで文化財の適切な保存・活用の促進を目指し、令和 2 年（2020）3 月に「埼玉県文化財保存活用大綱」（以下、「大綱」という）を策定した。

このような背景から、秩父市では、指定・未指定にかかわらずあらゆる文化財とその周辺環境までを一体的にとらえ、市民・地域・行政などの多様な主体が連携して、「調査」・「保存」・「活用」に関わる事業を行い、確実に文化財を次世代へつなぎ、地域振興に寄与することを目的とし、文化財保護法第 183 条の 3 に基づき、「秩父市文化財保存活用地域計画」（以下、「地域計画」という）を作成した。なお、作成の際には、前述の大綱の内容を勘案した。作成にあたって、秩父市文化財保護審議委員会への意見聴取を令和 3 年（2021）2 月 16 日に、パブリックコメントの募集を令和 3 年（2021）2 月 15 日から令和 3 年（2021）3 月 16 日の期間で行った。

2 地域計画の位置づけ

地域計画の作成にあたっては、「第2次秩父市総合振興計画」を上位計画とし、市各関連計画等との整合を図った。上位計画と関連計画等における文化財の取り組み状況については、以下のとおりである。

1) 「第2次秩父市総合振興計画」

策定年月：平成27年度 計画期間：平成28～令和7年度

計画では、「第4編 第3章 子育て・教育分野」の中で、「歴史文化の活用・支援」の「現況と課題」として、詳細な調査が必要な歴史的・文化的資源については「これらの調査を行ない、保護保存や普及に努める必要がある」としており、さらに、「あらゆる学習活動を通じて次代へ伝える場を創設し、歴史的・文化的資源の活用を図る必要がある」と述べられている。具体的には、「施策の課題解決に向けた今後の取組」として、「歴史的・文化的資源となる基礎資料の収集と調査を実施し、文化財などの保存と活用を図る」ことがうたわれている。

2) 「第2期秩父市総合戦略」

策定年月：令和2年（2020）3月 計画期間：令和2～6年度

全国的な課題となっている人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指している。基本方針として、雇用の創出や人の流入、まちづくりに関する施策を重点的に推進するとしており、「第2次秩父市総合振興計画」に基づいた「豊かなまち、環境文化都市ちちぶ」を目指したまちづくりを進めることがうたわれている。

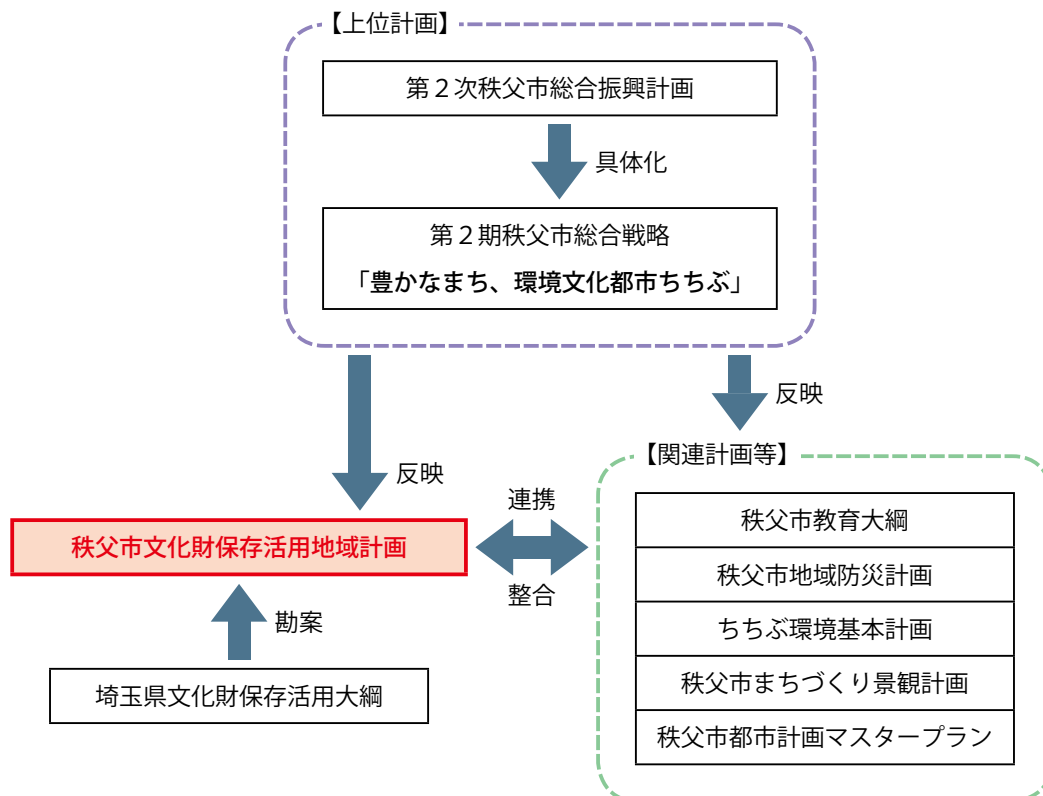


図1 文化財保存活用地域計画の位置づけ

3) 「秩父市教育大綱」

策定年度：平成 27 年度（令和 2 年度改定） 計画期間：令和 3～7 年度

4つの基本方針の内、「3. 生涯学び続けられる環境、スポーツ・文化に親しむことができる環境の実現」において、文化財の保存・活用などに取り組み、人生を豊かなものにできる学習環境づくりを進めることを提唱している。

4) 「秩父市地域防災計画」

策定年度：平成 17 年度（令和 2 年度修正）

「第 2 編 災害予防計画・第 2 章 被害防止対策の推進・第 1 節 災害に強いまちづくり」及び「第 3 編 災害応急対策計画・第 1 章 震災応急対策・第 3 節 救援期の災害応急対策活用」の中で、「文化財の被害防止」及び「文化財の保護対策」について定めている。

5) 「ちちぶ環境基本計画」

策定年月：平成 24 年（2012）12 月 計画期間：平成 25～令和 4 年度

3つの基本目標のうち、「3 循環型社会が進み、歴史文化が薫るまち」において、風格ある伝統や文化を守り、継承できるまちづくりに配慮して、故郷と歴史を感じる景観づくりを推進することを、個別目標の一つとして掲げている。個別目標では、地域資源の活用を促すために、グリーンツーリズムや里山ウォーク、滞在型農業等のサービスの充実を図り、景観や歴史の魅力を高めるよう文化資源を保全するとしており、歴史的建造物の周辺整備や、歴史館や博物館の利用促進を、環境施策の一つとして掲げている。

6) 秩父市まちづくり景観計画

策定年月：平成 19 年（2007）8 月（平成 20 年（2008）4 月施行）

「豊かな森林環境に抱かれ歴史文化が息づく個性あふれる景観を創出する」を基本目標として掲げ、基本方針として、次の 5つを挙げている。

- ① 自然地形や植生に配慮した森林景観の保全に努める。
- ② 地域に蓄積された歴史・文化を街並み景観に活かし後世に継承する。
- ③ 地域ごとの多様な個性を活かした景観の形成を図る。
- ④ 地域の活性化を促す快適で魅力的な景観づくりを促進する。
- ⑤ 市民が主体的に創りだ出す身近な景観づくりを促進する。

また、この景観条例に基づき、中心市街地のうち中町^{なかまち}及び本町^{もとまち}の全域は「秩父市本町・中町景観形成重点地区計画」区域となっており、地域に残る歴史的な景観に配慮しつつ、良好な景観の形成に努めるものとして位置づけられている。

7) 「秩父市都市計画マスタープラン」

策定年月：令和 3 年（2021）4 月 計画期間：令和 3～令和 22 年

観光拠点とその周辺における機能の充実や、祭りやイベント、街並みや風景などの魅力の向上、観光資源間を回遊できる道路・公共交通ネットワークの構築などについて、ハード・ソフトの両面から取り組むことで、多くの人々が訪れ、悠久の歴史・文化と美しい自然を堪能できるまちの実現を目指すとしている。

3 計画期間

地域計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10か年とする。なお、令和8年度より上位計画の「第2次秩父市総合振興計画」から「第3次秩父市総合振興計画」へ移行するため、上位計画と整合性を図るため中間評価を行う。

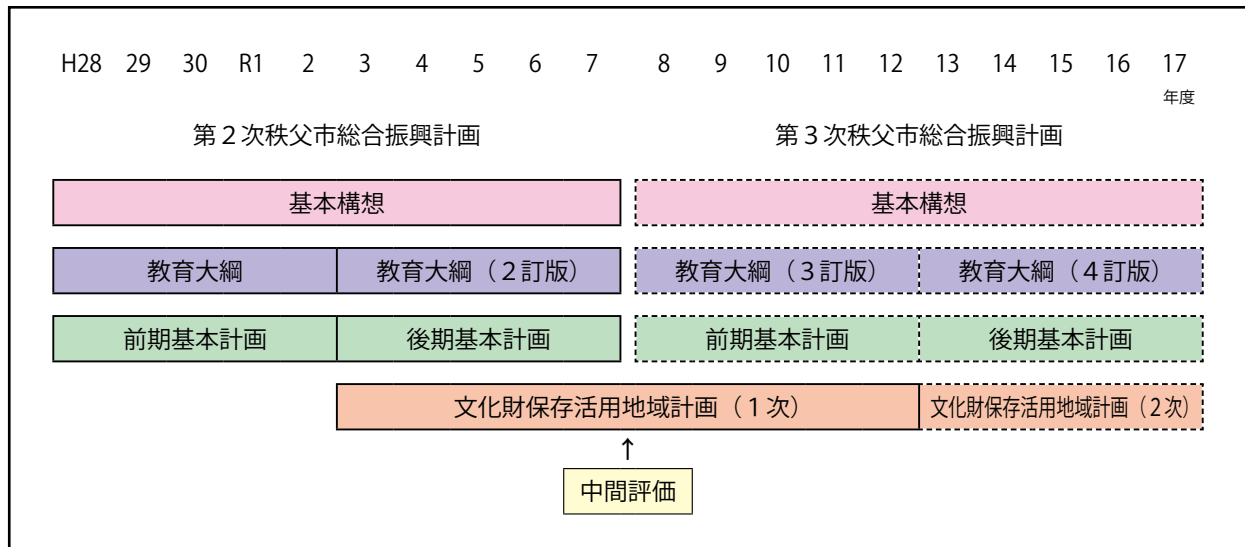


図2 上位・関連計画と計画期間

4 計画の進捗管理と自己評価の方法

地域計画の確実な実施のため、前項で述べた中間評価（自己評価）を令和7年度に行い、計画の進捗状況を確認し、上位計画である「第3次秩父市総合振興計画」との整合性を検証する。検証結果は今後設置予定の協議組織に報告し、指導・助言を踏まえて修正作業を行う。

計画の軽微な変更を行った場合は、当該変更の内容について、都道府県を経由して文化庁へ情報提供する。また、重大な変更を行った場合は、必要に応じて文化庁に変更の認定を受ける。

5 計画の対象

文化財保護法では、図3に示した6つの類型の中で、我が国にとって歴史上・芸術上価値の高いものや、学術上価値の高いもの、国民の生活の推移の理解のために欠くことのできないものなど、各類型ごとに「文化財」を定義し、文化財の保存と活用を行うことで、国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを定めている。また、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能で保存の措置を講ずる必要があるものを「文化財保存技術」として選定し、その保持者及び保存団体を認定しているほか、土地に埋蔵している文化財を「埋蔵文化財」と定義し、資料の整備や周知に必要な措置の実施に努めなければならないことを定めている。これら文化財は、国・県・市それぞれにとって重要なものとして、文化財保護法や県・市の条例で保護されている。

本計画内では、法令によって各種指定等を受けている文化財はもちろん、地域の人々が守り伝えたい

と考える歴史や文化にまつわるものなどあらゆるものを「文化財」として捉え、調査・保存・活用の課題を整理し、方針・措置を検討する。ここでいう文化財の「調査」は「地域に所在する未指定文化財を含めた多様な文化財を総合的に調査・把握」すること（文化庁 2019年3月4日『文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・文化財保存活用計画の策定等に係る指針』より）、「保存」は「文化財としての価値を後世に向けて確実に維持すること」、文化財の「活用」は「文化財としての価値を踏まえ適切に現代社会に生かすこと」と定義する（文化審議会文化財分科会企画調査会（2017）『中間まとめ』より）。

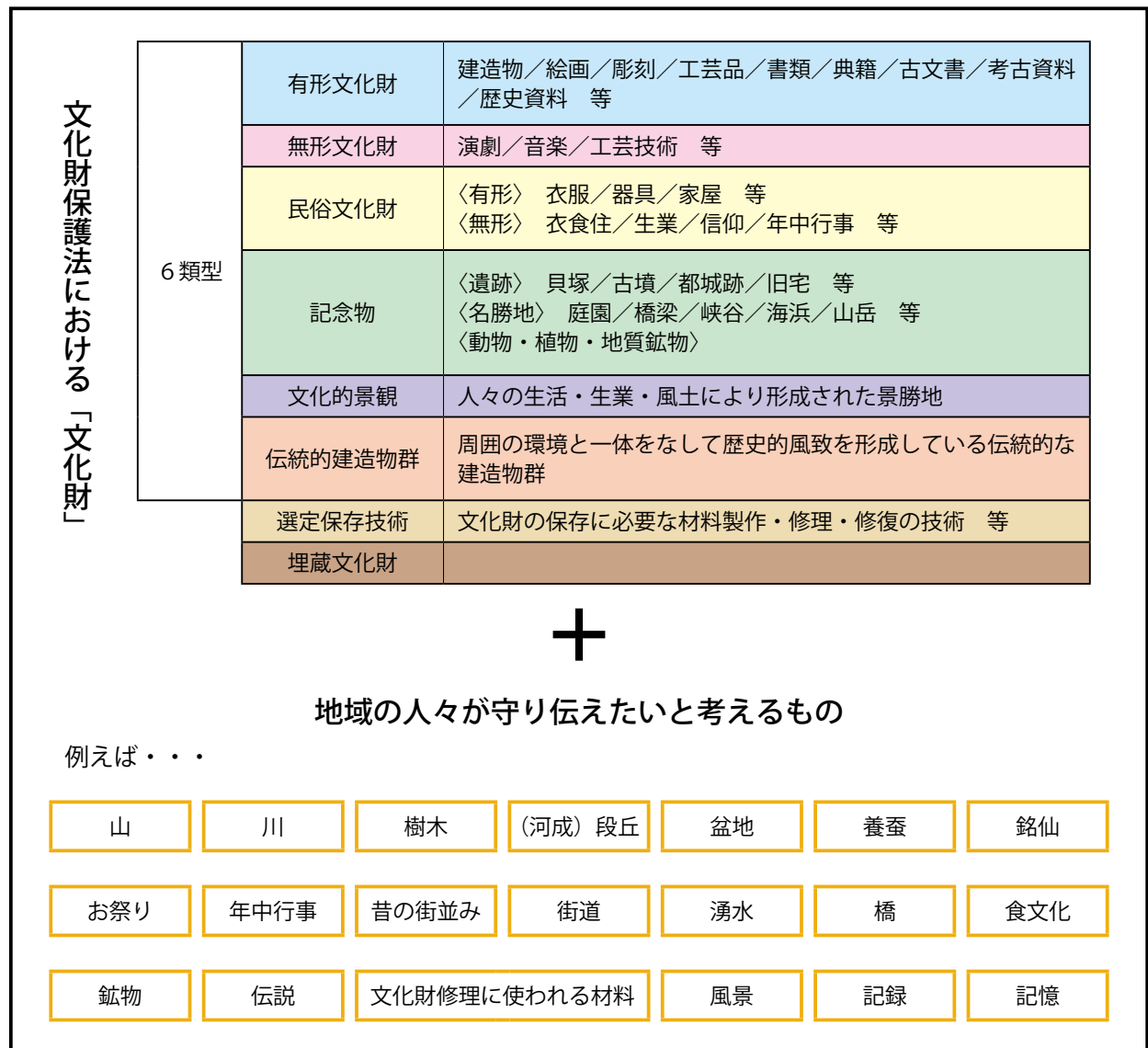


図3 当計画で対象とする「文化財」